

令和5年度第2回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年7月4日（火） 18:00～18:55
- 2 開催場所 旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室（旭川市6条通9丁目）
- 3 出席者 **【委員】** 11名
飯野委員，石塚委員，上田委員，大野委員，帯川委員，葛西委員，木下委員，
田中（紀）委員，田中（弘）委員，堤委員，松林委員
【事務局】 7名
幾原雪対策担当部長
澤渡土木部次長（土木事業所長）
（雪対策課）時田課長，高垣補佐，伊藤補佐，村形補佐，近江主任
- 4 欠席者 **【委員】** 4名
齊藤委員，土川委員，中込委員，中田委員
- 5 傍聴者等 傍聴者1名，報道記者1名
- 6 議 題 (1) 令和4年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況報告に係る
意見聴取結果について
(2) 令和5年度の雪対策の取組の方向性について
(3) (仮称) 旭川市雪対策基本条例について
- 7 資 料 次第
資料1 アクションプログラム実施状況報告意見聴取結果
資料2 除雪連絡協議会で寄せられた意見
資料3 令和5年度の雪対策に関する取組の検討
資料4 (仮称) 旭川市雪対策基本条例素案
資料5 (仮称) 旭川市雪対策基本条例素案新旧対照表
資料6 条例案の名称に関する意見の比較・整理について
- 8 会議録（要点） 別紙のとおり

会議録（要点）

1 事務局から報告

本日の出席委員数が過半数を超えており本審議会が成立していること、会議は公開かつ傍聴できることとしており、傍聴者の定員を5名とすること、本日の傍聴者数が1名であること及び前回審議会の会議録配布について事務局から報告。

2 開会

ただいまより、令和5年度第2回旭川市雪対策審議会を開催します。

3 議題（1）

会長の進行のもと、資料1に基づき、令和4年度旭川市雪対策基本計画アクションプログラムの取組の実施状況報告に係る意見聴取結果について事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

【会長】

雪対策基本計画アクションプログラムの実施状況報告に関わる、皆さんからの意見やこれに対する考え方等について事務局から説明がありました。意見を御覧になって改めて皆さんから御意見、御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それでは、今後も御意見をいただき、アクションプログラムの評価検証を進めていきたいと思っております。

4 議題（2）

会長の進行のもと、資料2及び資料3に基づき、令和5年度の雪対策の取組の方向性について事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

【会長】

前回の会議で説明のあった令和4年度の主な取組の検証と今後の方向性等について、同様の内容を除雪連絡協議会で説明し協議会から寄せられた意見と、また令和5年度の取組として検討を進めている内容について事務局から説明がありました。このうち、令和5年度の取組については、市民からの改善要望の窓口など、除雪センターの機能の更なる集約と充実させていくとの方向性や、路面管理の手法についてモデル地区で圧雪を薄く管理する試行的な取組を今年度も継続すること、日中除雪の試行について交通量など作業効率や危険防止対策の問題も含め検討していくことなどの内容であったと思っております。こちらの事務局の説明について、皆さんから御意見、御質問はありますか。

【委員】

まず、除雪体制については、我々除雪企業では、技能職の除雪オペレータは元より、除雪センターの職員の確保も厳しくなっている状況にあります。また、いわゆる働き方改革について、建設業界は時間外労働の上限など一部の規制の適用が猶予されていますが、猶予期間が来年の3月で終了するため、こうした規制の強化にも対応できるよう体制を整えていかなければなりません。資料にある除雪センターの機能の集約、又はICTの活用による除雪DXの推進など様々な取組を行っていくことが、持続可能な除排雪体制の構築に繋がっていくものと考えています。また日中除雪については、交通量や違法駐車などの問題を考えると、夜間の作業と比べ

効率は落ちますが、コストの面も考えつつ、行政と協議をして試行を重ねながら検討を進めていく必要があると考えています。

【委員】

日中除雪については、人手不足の話にも繋がりますが、例えば、日中に除雪し夜間に排雪となった場合、日中のオペレータと夜間のオペレータが必要となるので、排雪作業のことも一緒に考える必要があると思います。

【事務局】

幹線道路での日中排雪作業は交通量が多く難しいですが、生活道路はそれほど交通量も多くないこともあり、排雪業務をしている企業の約半数は日中に排雪作業をしています。除雪作業を日中に実施するとなれば、日中と夜間で2つの除雪体制を確保しなければならないため、日中と夜間の作業をどのように区分するか、難しい課題があり、引き続き検討が必要と考えています。

【会長】

検討を進める中で、また皆さんから意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

5 議題（3）

会長の進行のもと、資料4から資料6に基づき、(仮称)旭川市雪対策基本条例について事務局から説明があった。議事進行は次のとおり。

【会長】

まず、条例の内容について、新旧対照表により、書き方や表現など市の内部での協議によるものや、前回の会議での委員からの指摘箇所などを反映したものなど、朱書きで訂正した修正案が示されています。前回と大きく変わりはないと思いますが、御意見、御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

それではこのような内容で進めてもらいたいと思います。

続いて、前回からの継続審議となっている条例の名称ですが、変更した方が良い、どちらでも良い、骨子案の名称のままが良いの3つの御意見について、補足説明や懸念される点についてそれぞれ説明がありました。皆さん御意見、御質問はありますか。

【各委員】

※意見等なし

【会長】

(前回、変更した方が良いとの委員に対し) 御意見はありませんか。

【委員】

前回意見を述べましたので、今回改めて意見はありません。

【委員】

私は名称を変えた方が良く考え、「安心、安全な冬道」と提案させていただきましたが、事務局からの説明を聞き、確かに安心、安全と言うのは交通安全や防犯の活動でよく使われているので、骨子案のままの「雪対策基本条例」という名称が良いと思います。また、事務局の説明にもあったとおり、周知の徹底をお願いしたいと思います。降雪シーズンが始まる前の9月、10月に集中して市民に周知すれば効果があるのではないかと考えます。

【会長】

委員から、前回は安心、安全という表現が良いと考えたが、原点に戻って、基本条例で進めていった方が良くと思うとの意見がありました。前回は意見を述べましたが、この条例を制定するきっかけや目的を検討する中で、市民協働や雪出しなどの問題があったものの、道路の除排雪や、除雪ルールとマナー、地域除雪活動など旭川市が抱える様々な課題に対応していくため、雪対策を包括した意味での条例の名称にすべきだとして、皆さんと審議を行った上で、骨子案の名称を旭川市雪対策基本条例とした経緯があります。

皆さんから御意見をいただく中で、「市民協働」の御意見も、とても貴重な御意見ではありますが、印象として「市民の力に頼る」という意味合いが前面に出てしまう。雪対策という言葉は、広く浸透していて簡潔で分かりやすい言葉だと思いますし、私たちが検討し、取りまとめた雪対策基本計画との整合性も取れていると私は思います。ですので、今回の条例制定に当たっては、市、市民、事業者が協働で取り組むことについては方向性として盛り込んでいるので、名称は雪対策基本条例とした方がよろしいのではないかと、このような形でまとめたと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

【各委員】

※了承

【会長】

それでは、名称は骨子案の名称のとおり「旭川市雪対策基本条例」としまして、ほかに御意見等がなければ、これで条例に関する審議を終了したいと思います。これまでの審議について、皆さん御協力いただきありがとうございました。

6 その他

事務局から説明事項はなし。

事務局より次回開催に係る連絡事項として、今年度の雪対策の取組や条例制定後の取組について審議するため、次回日程を10月中旬～下旬とすること、開催時間を午後6時とし、調査票により日程調整し、会長と協議の上開催日を決定することとした。

【委員】

9月の市議会に条例制定の提案をしたいと思います。その結果は、いつ頃に連絡があるのでしょうか。

【事務局】

他の条例の制定状況を踏まえると9月中旬頃に議決されるものと想定しておりますが、都度、適切なタイミングで情報提供していきたいと思っております。

7 閉会

【会長】

以上で令和5年度第2回雪対策審議会を閉会します。